#### 答申第108号

(諮問第129号)

# 答 申

# 第1 審査会の結論

大分県知事(以下「実施機関」という。)が令和元年9月27日付けで行った個人情報一部開示決定処分については、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

# 第2 審査請求に至る経緯

## 1 個人情報の開示請求

審査請求人は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、令和元年9月13日付けで 実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求(以下「本件開示請求」と いう。)を行った。

(開示請求しようとする個人情報の内容。原文のまま記載)

- ① 「私に対する平成○○年○月○○日付け措置入院決定から退院までの事実関係、診断関係の資料」及び
- ② 「退院後支援計画の決定に係る資料」並びに
- ③ 「訪問時の報告書」及び
- ④ 「当事者からの質問に関する全てのうち私に関する情報。」
- ⑤ 「〇〇病院でのケース会議報告書。」
- ⑥ 「保健師引き継ぎの内容(申し送り文)」

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として、「移送に際してのお知らせ」ほか18件の公文書を特定し、条例第15条第2号、第3号及び第7号に該当するとして一部開示決定を行うとともに、前記1の⑤及び⑥については当該文書を作成していないためとして不開示決定を行い、いずれも令和元年9月27日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 本件審査請求

審査請求人は、前記一部開示決定の一部(以下「本件一部開示決定」という。) について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令 和元年12月27日付けで実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求」 という。)を行った。

なお、本件審査請求の対象となった公文書の件名、不開示の情報及び不開示理 由は別表のとおりである。

# 第3 審査請求人の主張の要旨

# 1 審査請求の趣旨

一部開示決定の処分を取り消すとの裁決を求める。ただし、処分の一部を除く。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

条例第1条が「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定し、条例第13条で「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。」と規定している趣旨に反して不開示としたことは、条例が自己を本人とする個人情報について原則公開の法構造を採用し、条例第15条が不開示情報を限定列挙していることに反するものであり、その解釈運用を誤っている。

(1) 実施機関は、開示しない理由を条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)とした。

しかしながら、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、不開示とする要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示により本人が受ける利益とを衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められるところ、そのような判断がなされたことは何ら示されていない。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところ、実質的な支障や法的保護に値する蓋然性が存することについて全く説明がなされていないというべきである。

以上の理由により、条例第15条第7号に該当するとはいえない。

(2) 実施機関は、開示しない理由を条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)とした。

しかしながら、医師の意見書などは請求人の個人情報の保護に配慮した上で、 原則として医師等からの専門的な意見を聴取し、診断等に支障を及ぼすおそれ があるか否かについて慎重に判断する必要があるところ、そのような判断がな されたことは何ら示されていない。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところ、実質的な支障や法的保護に値する蓋然性が存することについて全く説明がなされていないというべきである。

以上の理由により、条例第15条第3号に該当するとはいえない。

#### 第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

## 1 条例第15条第7号(事務事業情報)該当性について

- (1) 本人の病識に由来する捉え方により、職員に対する不信感や誤解が生じ、記載内容の真偽や詳細等を確かめようと、職員の業務に支障を及ぼすような行為が行われ、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。
- (2) 措置入院に関する診断は、医師が患者の求めに応じて行う診療とは異なり、 指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 27条第1項に基づく知事の求めに応じて行う診察であり、診断内容を本人等 に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告するこ とのみをもって足りる。また、措置入院は、本人以外の者からの申請、通報及 び届出を契機として手続きが進められるとともに、精神障害に基づき自傷他害 行為に及ぶおそれがあると認めたときは、本人の意に反しても精神科病院に強 制的に入院させることができる行政処分である。

これらの事項は、措置入院の要否を判断する上で極めて重要なことであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。しかし、本人の病識に由来する捉え方により、医師に対する不信感や誤解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確かめようと、医師の業務に支障を及ぼすような行為が行われ、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

# 2 条例第15条第3号(評価情報)該当性について

個人の診断等に関する情報であって、開示を前提として作成しなければならないとなると、率直かつ詳細に記載することを躊躇することが考えられることから、措置入院業務及びその後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるため、条例第15条第3号の規定により不開示とした。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

## 1 条例第15条該当性について

(1) 統合失調症などの精神障害において、つねに病識が欠如しているとは限らないし、寛解ないし社会的治癒ともいうべき状態に至っていることもある。そのような事情を個別具体的に検討・考慮せず一律に非公開とすることは失当であり、精神障害者の知る権利を侵害する。

障害が治癒していないからといって、職員の業務の支障を理由として非公開とする利益が、これによる請求人の不利益を上回るなどとはいえない。少なくとも、一律に非公開とするのではなく個別具体的に慎重に判断されなければならない。

すなわち、条例第15条第7号を適用して不開示とすることは違法である。

(2) 措置入院に係る診察は、指定医が法第27条第1項に基づく知事の求めに応じて行う診察であり、診断内容を本人等に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りるものであったとしても、それは行政機関として法定された行政行為の説明に過ぎず、本人情報の開示請求に応じる義務がないことまでを規定するものではない。

措置入院が、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分であるからといって、当該処分とした根拠・理由・判断等の内容を本人に開示することまで否定するものではない。

当該処分が妥当であるか否かを判断するためには、当該処分の根拠・理由・ 判断等が本人に開示されなければ、本人が処分の適否を判断することができな いので、当該処分が違法な処分であったとしても不服申し立てをすることさえ できない。

本人の病識を理由に、非開示とするのではなく、医師に対する不信感や誤解が生じないように、むしろ診断書の記載内容等を詳細に開示し説明をすることが求められるのであり、そのような努力を惜しむべきではなく、実践することこそが、医師の業務や、今後の適正な業務の遂行に寄与することとなる。

したがって、条例第15条第7号を適用して不開示とすることはできない。

- (3) 専門的知見を有する医師は、開示されるか否かなどという視点によって、率直かつ詳細に記載することを躊躇するものであってはならないのであり、またそのような観点においても適格性を有するからこそ医師たりうる。むしろ診断書の記載内容等を詳細に開示し説明をすることこそが、医師の業務や、今後の適正な業務の遂行に寄与することとなる。
- (4) 医療従事者とは、患者の症状等について専門的見地から様々な評価を下すものであり、当該評価に関する情報の開示・非開示を前提に判断が左右されるな

どとは考えられない。記載内容等を詳細に開示し、ていねいに説明をすること こそが、医療従事者の業務や、今後の適正な業務の遂行に寄与することとなる。

# 2 その他の主張について

(1) 都道府県知事による入院措置について

審査請求人は、措置診察(一次診察)のためクリニックに移送されたが、診察室には入室しておらず、医師に面会さえしていない。したがって、措置診察が実施されないまま恣意的な判断によって措置入院が成立した。

(2) 指定医の対応について

法第29条第2項は、措置入院は「各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない」と規定しているにもかかわらず、措置診察(二次診察)を行った医師は、一次診察のクリニックの院長にカルテを開示させていることから、指定医2名以上の独立した診察が前提とされている同法の趣旨に反する。

(3) 以上の理由により、審査請求人にとって、いかなる経緯により入院措置が決定されたかを知る利益は最大限に保護されなければならない。

# 第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

#### 1 措置入院及び退院後支援等について

法第23条は、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

法第27条第1項は、「都道府県知事は、第22条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定し、同条第3項は、同条第1項に定める指定医による診察に際して都道府県職員を立ち会わせなければならないことを定めている。

法第29条の5は、「措置入院者を入院させている(略)指定病院の管理者は、 指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害の ために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたと きは、直ちに、その旨、(略)都道府県知事に届け出なければならない。」と規定 している。

法第40条は、法第29条に規定する指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適

当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、6月を超えない期間を限 り仮に退院させることができると規定している。

法第47条は、都道府県は、精神保健福祉相談員その他の職員をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないと規定している。

また、厚生労働省通知において、保健所の役割として精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ることが定められており、具体的な業務として相談、訪問指導が規定されている。

# 2 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、次のとおりである。

(1) 警察官通報受書

法第23条の規定に基づく警察官の通報(以下「法第23条通報」という。) があり、その内容を実施機関の職員が記録したものである。

- (2) 措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録 法第27条第1項の規定に基づく調査及び指定医への移送について実施機関 の職員が記録したものである。
- (3) 措置入院に関する診断書 法第27条第1項の規定により審査請求人を診察した指定医が知事あてに提出したものである。
- (4) H〇〇.〇.〇〇~〇.〇〇対応経過記録 法第23条通報の日からその4日後までの審査請求人に係る状況を実施機関 の職員が記録したものである。
- (5) 仮退院許可申請書 法第40条の規定に基づき、指定病院の管理者が、知事あてに仮退院の許可 の申請を行ったものである。
- (6) 措置入院者の症状消退届 法第29条の5の規定に基づき、指定病院の管理者が、審査請求人の症状等 を知事に届け出たものである。
- (7) 退院後支援に関する計画に係る意見書 指定病院の管理者が、審査請求人の退院後の支援に関する計画に係る意見を 知事あてに提出したものである。
- (8) 退院後支援のニーズに関する総合アセスメント 審査請求人の退院後の支援計画を、本人を含む関係者で協議した会議の内容 を整理したものである。
- (9) VI相談指導記録 (H○○.○.○○~R○.○.○○) 審査請求人を対象とした相談指導の内容を実施機関の職員が記録したもので

ある。

(10) 精神保健相談カード(電話用)(H○○.○.○○~R○.○.○) 審査請求人を対象とした電話による相談対応の内容を実施機関の職員が記録 したものである。

# 3 条例第15条第3号及び第7号について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として、「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係をそこなうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

また、条例第15条第7号は、「県の機関、(略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示により本人が受ける利益とを衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

# 4 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、一部開示決定に際して条例第15条第3号及び第7号を不開示理由としているところ(警察官通報受書については、同条第7号のみ)、第4の2のとおり、同条第3号の該当性の理由として「措置入院業務及びその後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としており、これは同条第7号の「県の機関、(略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に言及するものであるから、当審査会としては、まず同号の該当性について判断することとした。

(1) 「警察官通報受書」の「精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼ すおそれがあると認められた発見時の行動」欄の情報について

当審査会が当該公文書を見分したところ、本欄には審査請求人が警察署に架

電し、警察官が審査請求人の自宅に臨場、保護するに至った経過と状況が記載 されていることが確認された。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、審査請求人が記載内容の真偽や詳細等を確かめようと頻繁に電話や訪問をするなど、職員等の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、また、これらの情報は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど記載内容が形骸化され、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

ただし、法第23条通報に関する単なる事実経過を記載した部分は、当該情報を開示したとしても上記のようなおそれはないと判断されるので開示すべきである。

(2) 「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録」中の「主治医との連絡」の「氏名」、「連絡先等」及び「主治医意見」欄の情報について

本欄には、主治医の氏名、連絡先及び主治医の意見に該当する情報が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、審査請求人が記載内容の真偽や詳細等を確かめようと頻繁に電話や訪問をするなど、医師や職員等の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、また、これらの情報は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど記載内容が形骸化され、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(3) 「措置入院に関する診断書」の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」欄の情報について

「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されている。「生活歴及び現病歴」欄には、審査請求人の生活歴、病歴、法第23条通報に至った経緯等の情報が記載されている。「重大な問題行動」欄には、指定医が重大な問題行動について、それぞれの項目ごとに、A欄はこれまでの問題行動、B欄は今後おそれがある問題行動について判断した内容が記載されている。「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が現在の精神症状などについて確認した事項が記載されている。「診察時の特記事項」欄には、現在の病状から入院措置が必要かどうかを判断した経緯などが記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるために頻繁に電話や訪問をするなど、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(4) 「H〇〇. 〇. 〇〇~〇. ○○対応経過記録」の「内容の一部(電話対応内容、面接状況、保健所協議事項、診察状況、措置入院後の状況)」の情報について

当該公文書には、平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人に係る法第23条通報 があった時点から措置入院決定後の同月〇〇日までの間の審査請求人の様子、 発言、行動等及びそれに対する警察官、保健所職員、医師等の対応に係る内容 が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、審査請求人が記載内容の真偽や詳細等を確かめようと頻繁に電話や訪問をするなど、医師や職員等の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、また、これらの情報は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど記載内容が形骸化され、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

ただし、法第23条通報に関する単なる事実経過を記載した部分及び本人の希望を受けて保健所職員が取った行動を記載した部分は、当該情報を開示したとしても上記のようなおそれはないため、条例第15条第7号には該当しないと判断される。また、当該情報は、本人の評価に関する情報ではないため同条第3号にも該当しない。よって、これらの部分は開示すべきである。

(5) 「仮退院許可申請書」の「症状の概要」欄の情報について 当該欄には、症状に対する指定医の所見が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、申請書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるために頻繁に電話や訪問をするなど、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(6) 「措置入院者の症状消退届」の「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「訪問指導等に関する意見」、「障害福祉サービス等の活用に関する意見」 欄の情報について

「病名」欄には、指定医が判断した病名が、「入院以降の病状又は状態像の経過」欄には、指定医が措置症状の消失を認知するに至った所見等が、「訪問指導等に関する意見」欄には、退院後の指定医の要望が、「障害福祉サービス等の活用に関する意見」欄には、退院後の指定医の要望が、それぞれ記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、症状消退届の記載内容の真偽や詳細等を確かめるために頻繁に電話や訪問をするなど、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、ひいては措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(7) 「退院後支援に関する計画に係る意見書」の「退院後に必要な医療等の支援」、 「必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対処方針」欄について 当該欄には、それぞれ指定医が判断した内容が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、退院後支援計画に対する本人の不満から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、意見書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるために頻繁に電話や訪問をするなど、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、ひいては精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(8) 「退院後支援のニーズに関する総合アセスメント」の「医学的所見」、「支援ニーズ・課題」、「本人の希望」、「ストレングス」、「アセスメントのまとめ」 欄について

「医学的所見」欄には審査請求人に係る医学的な所見が、「支援ニーズ・課題」欄、「本人の希望」欄及び「ストレングス」欄には、環境要因等の項目ごとにそれぞれの所見が、「アセスメントのまとめ」欄には、総合的な所見が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、退院後支援計画に対する本人の不満から、審査請求人が記載内容の真偽や詳細等を確かめようと頻繁に電話や訪問をするなど、医師や職員等の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、また、これらの情報は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど記載内容が形骸化され、ひいては精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

(9) 「VI相談指導記録」の「ケースの状況」、「判断」、「援助内容」、「評価及び 今後の方針等」の欄中「訪問面接時等の状況」、「電話連絡等、関係機関等と の連携に関する情報(相手、協議・連携等の内容)」、「本人の評価等」、「援助 方針欄等に関する情報」及び「精神保健相談カード(電話用)」の「相談の概要」、「処理の概要」、「備考」欄の情報について

これらの公文書には、審査請求人を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、精神保健相談に対する本人の不満から、審査請求人が記載内容の真偽や詳細等を確かめようと頻繁に電話や訪問をするなど、職員等の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、また、これらの情報は本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど記載内容が形骸化され、ひいては精神保健相談業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第15条第7号に該当するため不開示が妥当である。

ただし、次回訪問予定期日や支援会議の開催予定期日等を記載した部分、本人の希望を受けての実施機関の職員の行動を記載した部分及び別の公文書で審査請求人に既に開示している会議の出席者を記載した部分は、当該情報を開示したとしても上記のようなおそれはないため同号には該当しないと判断される。また、当該情報は、本人の評価に関する情報ではないため同条第3号にも該当しない。よって、これらの部分は開示すべきである。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書においてその他種々の主張をしているが、審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの個人情報開示請求に対し実施機関が行った一部開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

# 6 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
令和2年 5月27日	事案審議(令和2年度第1回審査会)	
令和2年 6月24日	事案審議(令和2年度第2回審査会)	
令和2年 7月29日	事案審議(令和2年度第3回審査会)	
令和2年 8月19日	事案審議(令和2年度第4回審査会)	

# 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏	名	職業	備考
吉 田	祐 治	弁護士	会長
城 戸	照 子	大分大学経済学部教授	
森 竹	嗣夫	大分県商工会議所連合会専務理事	R2.6.30退任
中島	英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	R2.7.1 就任
松尾	和 行	大分合同新聞社特別顧問	
水 谷	トシヱ	大分県地域婦人団体連合会副会長	
貞 永	明 美	大分県医師会常任理事	
野 田	伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯	圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
吉 武	幸 子	元大分市市民課住民記録担当班グループリーダー	

#### 別表 本件対象公文書一覧

- 「開示すべき部分」における
  ・○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
  ・○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。
  なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。
  ・ページ数とは、対象公文書に1枚目から順次ページを振ったものである。

審査請求の対象と	本件審査請求対象の不開示の情	不開示理由	開示すべき部分
なる公文書の件名	報	DAMA CHE	para / Cary
警察官通報受書	・精神障害のために自身を傷つけ 又は他人に害を及ぼすおそれが あると認められた発見時の行動	・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を 及ぼすおそれがあると認められた発見時の行動欄 4行目末尾から9文字目から次行3文字目まで
措置入院のための 移送に関する事前 調査及び移送記録	<ul><li>・主治医との連絡の主治医氏名、 連絡先等及び主治医意見</li></ul>	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	
措置入院に関する 診断書	・病名・生活歴及び現病歴・重大な問題行動・現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像・診察時の特記事項	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	
H○○.○.○○~ ○.○○対応経過 記録	・内容の一部(電話対応内容、面接状況、保健所協議事項、診察状況、措置入院後の状況)	める) - タ炯端1cタ端7旦に並业→スをみ/明二→マニレアト	から16子目まで
仮退院許可申請書	・症状の概要	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	
措置入院者の症状 消退届	過	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	
退院後支援に関す る計画に係る意見 書	・退院後に必要な医療等の支援 ・必要な医療等の支援の利用が継 続されなかった場合の対処方針	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	

「				
世界の	ズに関する総合ア	<ul><li>・支援ニーズ</li><li>・課題</li><li>・本人の希望</li><li>・ストレングス</li></ul>	関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼ	
*相談の概要 *・相談の概要 *・ 相談の概要 *・ 地球の概要 *・ 地球の概要 *・ 地球の概要 *・ 地球の概要 *・ 地球の概要 ・・ 地球の概要 ・・ 地球の概要 ・・ 他考 ・ 地球の概要 ・・ 他考 ・ 本例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼ	相談指導記録	・「判断」 ・「援助内容」 ・訪問面接時等の状況 ・電話連絡等、関係機関等との連 携に関する情報(相手、協議・連 携等の内容) ・本人の評価等	・条例第15条第3号に該当するため(本人の評価等に関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある)	状況欄7行目及び12行目末尾から3文字目から13行目5文字目まで 2ページ目中、H〇〇、〇、〇〇に係る援助内容欄1行目から3行目まで 4ページ目中、H〇〇、〇、〇〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目及び2行目 4ページ目中、H〇〇、〇、〇に係るアースの状況欄2行目8文字目から末尾まで 5ページ目中、H〇〇、〇、〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目 8ページ目中、H〇〇、〇、〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目 10ページ目中、H〇〇、〇、〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目 17ページ目中、H〇〇、〇、〇のに係る評価及び今後の方針等欄1行目1文字目から11文字目まで 18ページ目中、H〇〇、〇〇、〇〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目1文字目から11文字目まで 18ページ目中、H〇〇、〇〇、〇〇に係る評価及び今後の方針等欄1行目1文字目から11文字目まで 18ページ目中、H〇〇、〇〇、〇のに係る評価及び今後の方針等欄1行目 20ページ目中、H〇〇、〇〇、○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 20ページ目中、H〇〇、〇〇、○○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 20ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 30ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 22ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 32ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 32ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目 32ページ目中、H〇〇、〇○に係る評価及び今後の方針等欄1行目
		・処理の概要	関する情報であり、開示することにより、精神保健福祉業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある) ・条例第15条第7号に該当するため(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼ	